平成２２年（フ）第３８７号
香川県高松市香南町西庄1462番地１
債務者　橋本　幸子（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３０号
香川県高松市国分寺町新居3718番地68
債務者　浮田　亜紀（旧姓村川）
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４７号
香川県高松市木太町2639番地５　マイハウス屋島503号室
債務者　間島　一夫
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
福井県敦賀市本町２丁目４番17―305号
債務者　大道　暁子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１７１号
香川県丸亀市郡家町1327番地６
債務者　北野　正臣
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県大牟田市新地町４番地１　コアマンションパークシティ703号
債務者　福永　千春
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県大牟田市大字新町403番地２　三池コーポ２号
債務者　福井　成幸
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県大牟田市宮原町１丁目135番地
債務者　岩下由加里
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県大牟田市中白川町２丁目１番地２　サン・コーポラス白川１棟208号
債務者　松野　　聡
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４７２号
沖縄県那覇市壺川２丁目10番地６　県営大橋市街地住宅409
債務者　照屋　林洋
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４３６号
沖縄県浦添市港川１丁目32番２号　フェミニンM408号室、住民票上の住所沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜505番地
債務者　宮城　泰史
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６０号
沖縄県那覇市三原１丁目11番17号　金浜アパートＩＣ―２
債務者　松原　昌善
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７８号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目129番地３　１階
債務者　儀間　頼子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８５３号
仙台市太白区人来田２丁目14番33号
債務者　遠藤　範光
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９０号
仙台市青葉区小田原６丁目４番４号　第12ジュリヤン202
債務者　伊藤　誠二
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１８号
宮城県名取市上余田字千刈田504番地の３
債務者　川村　香織
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２０号
仙台市太白区郡山２丁目２番11号
債務者　塩野　広子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係